

第5次山梨県男女共同参画計画施策の方向と内容(案)

資料1-2

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
～男女共同参画の視点の定着～

重点目標1	若年層等への「意識啓発」の強化	(重点施策)
施策の方向と内容	(1) 学校における男女共同参画教育の推進	学校において、男女共同参画に関する教育に対する子どもたちの理解を深めるため、研修などを通じて教職員の資質と指導力の向上及び男女共同参画推進センターによる出前講座などを通じて若年層への学習機会の提供を行っていく。
	(2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組の充実	男女共同参画推進員や市町村との協力のもと各地域の固定的性別役割分担意識や「無意識の思い込み」を把握し、それぞれにあった取組を進め、解消に繋げていく。
	(3) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実	固定的性別役割分担意識や「無意識の思い込み」の解消に向けた、男女共同参画担当課や男女共同参画推進センターを核とした広報・啓発活動の推進及び民間が主体となって男女共同参画の企画提案事業の実施を行うことで官民双方で広報・啓発を図っていく。
重点目標2	男女共同参画の視点に立った学びの推進	
施策の方向と内容	(1) 幅広い世代への学習機会の提供	いつでも、どこでも、だれでも学習できるオンライン講座の充実を図り、幅広い世代に対して生涯学習機会を充実を図ることや有識者や先進地の方を招いた学習会を開催することで、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に男女共同参画への理解を促す学習の機会を提供していく。
	(2) 調査・研究及び情報収集・提供の推進	男女共同参画に関する社会情勢の動向等について、男女共同参画担当課や男女共同参画推進センターを中心に調査・研究及び情報収集を行い、ホームページやオンラインを含む研修で学習コンテンツを提供し、交流サロンで情報を提供していく。

基本目標Ⅱ

一人ひとりが活躍できる社会づくり
～山梨を元気にするカギを握る「女性リーダー」の育成～

重点目標1	幅広い分野で女性リーダーを増やしていくための「人材育成」の強化	(重点施策)
施策の方向と内容	(1) 行政・教育分野等における女性の参画拡大	県の審議会等委員に占める女性の割合については、引き続き40%を目標として計画的に女性の登用を促進する。また、行政・教育分野等において意欲と能力のある女性職員の管理・監督職員への積極的に任用及び女性のキャリア支援などの人材育成を行い職域拡大と能力開発を促進する。また、市町村も審議会や管理職等への女性の登用が一層進むよう働きかけを行う。
	(2) 企業・団体等における女性の登用促進	経営者や管理職等への女性の活躍推進に向けた意識改革を図るため等の研修会を行うとともに企業・団体等の職場における女性の登用を進めるための職場環境整備を促進します。また、企業・団体等における女性の登用を促進するため、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定や着実な実行を支援する。
	(3) 地域・防災分野への女性リーダーの育成	自治会活動や消防団活動など地域活動の中心となって活躍できる女性リーダーの育成を図るために、女性を対象とした研修の実施や普及啓発などの取組を推進する。また、意思決定機関である防災会議の委員における女性の登用を一層進めることで、男性以外の視点や意見を反映しやすい環境作りを促進する。
	(4) 政治分野における女性の参画促進	令和3年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が一部改正され、「県は、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」とされたことから、県民向けの研修会の開催による啓発活動や必要な知見を提供する研修会の開催による人材育成などを通じて、政治分野における女性の参画を促進する。
	(5) 政策・方針決定に参画する人材の育成	政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、女性自身が政策・方針決定の場へ参画する力を身に付けていくことが必要のため、力を身に付けるための各種講座の開催や研修など、能力開発のための取組を促進する。
重点目標2	仕事と生活を両立できる環境づくり	
施策の方向と内容	(1) 働き方改革の取組の推進	企業等の経営者・管理職に向けたセミナーの開催や各企業等の実情に則した課題解決の指導や助言を行う専門家の派遣などを通じて長時間労働を是とする労働慣行の是正に対する取組を行っていく。
	(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	企業等の経営者・管理職に向けたセミナーの開催や企業等における仕事と生活の調和に向けた職場環境づくりの取組を支援する専門家の派遣を行っていく。
	(3) 女性の就職・再就職の支援や能力発揮に向けた取組の推進	再就職や就業継続に向けて、職業訓練や就労相談等を実施し、子育て・介護等との両立支援を推進する。また、女性離職者を対象としたキャリアデザインや資質向上を図る教育プログラムを提供するキャリアアップのための講座の開催を行っていく。

施策の方向と内容	(4) 女性の起業やテレワーク等多様で柔軟な働き方の推進	テレワークや短時間勤務、フレックスタイムを始めとした労働時間制度などの周知啓発を進め、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境の整備に向けた取組を促進する。また、女性の起業も多様で柔軟な働き方の推進に繋がることから、多様なロールモデルや事例の紹介、起業を目指す人同士が情報交換を行う交流会の実施や起業支援機関との連携による支援を促進する。
	(5) 男性の家事・育児・介護等の参画推進	効果的な広報や経営者や管理職を対象としたイクボス研修会や子育て期の方を対象としたイクメン研修会等の啓発事業を通じて、全ての人の意識改革と理解促進を図っていく。
	(6) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	放課後児童クラブや病児を病院・保育所等で一時的に預かる病児保育など多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実に取り組んでいく。また、各企業等の実情に則した課題解決の指導や助言を行う専門家の派遣などを通じて、介護休業制度の活用や短時間勤務制度の導入など職場環境づくりに対する取組を促進していく。
重点目標3	地域における男女共同参画の推進	
施策の方向と内容	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	地域において男女共同参画の推進を担う男女共同参画推進員のスキルアップを図るための講座の実施や活動情報の提供等の支援を行うとともに、自治会やPTA等の地域活動に参画する地域の女性人材の育成を図る。また、若い人が快適に暮らせる地域社会づくりを築くため、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念の解消に対する取組を行う。
	(2) 農林業における男女共同参画の推進	セミナーなどを通じて女性人材の育成に取り組むとともに、地域の役員や農業委員などへの女性の登用を促進する。また、ワークライフバランスを進めるため、家事・育児・介護等の家庭内の役割分担や労働時間、報酬等の就業条件について、家族内で話し合いのうえ取り決める家族経営協定の締結を推進していく。
	(3) 女性の視点からの防災の取組の推進	女性の自主防災組織活動への参加や地域防災リーダー育成研修会への参加を促進する。併せて、女性消防吏員数の拡大や活躍推進、女性消防団員確保等のための加入促進の取組を行っていく。また、避難所運営を含む防災・減災・災害活動に、女性の視点が反映されるよう、地域女性の防災への意識向上と女性参画の重要性についての啓発に対する取組を促進する。

基本目標Ⅲ

安全・安心に暮らせる社会の実現 ～困難を抱えるひとに寄り添える山梨の実現～

重点目標1	複雑多様化する課題に対応する「相談機能」の充実強化	(重点施策)
施策の方向と内容	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり	配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力のほか、ストーカー行為の未然防止と根絶のため、「女性に対する暴力をなくす運動期間」や「男女共同参画週間」、「人権週間」などを通じて、広報・啓発に取り組んでいく。また、若い世代に対して、学校と連携してデートDV予防教育を行うとともに、男女共同参画に関する教育や人権に関する教育を推進していく。
	(2) 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進	配偶者等からの暴力(DV)は重大な人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、社会全体で共有することができるように広報・啓発に取り組んでいく。また、市町村、警察、民間支援団体等と連携・協働して、相談体制の強化を図り、DV被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう支援体制の充実を進める。
	(3) 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者の保護	更なる「やまなし性暴力被害者サポートセンター(ワンストップ支援センター)」の周知を図るとともに、支援活動にあたり職員のスキルアップに努め、被害者に寄り添った支援体制の一層の充実・強化を進めていく。
	(4) セクシュアルハラスメント等防止対策の推進	誰もが職場や学校、家庭、地域などのあらゆる場においてハラスメント(セクハラ、マタハラ、パワハラ、モラハラ)に遭わない安心な暮らしができるように普及啓発を行うとともに、特に多い職場において、事業主と労働者に対する啓発を行うことにより、防止対策の徹底を図る。
重点目標2	多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくり	
施策の方向と内容	(1) 性の多様性における理解促進	性的指向や性自認に関わらず誰もが個性と能力を発揮し、かけがえのない個人として尊重される寛容な社会の実現に向け、性的少数者の方々に対する理解促進を図る取組を推進していく。
	(2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援	高齢者、障がい者等が自立し、安心して日常生活等を送れるよう、就業や社会参画、生活自立に向けた取組を推進する。また、経済的に不安定なひとり親家庭に対して、就職支援などの自立支援と生活安定を図るための各種支援体制の充実を図る。その上で、学習意欲のある子どもが教育を受けて、能力を伸ばせるよう相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく。
重点目標3	ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援	
施策の方向と内容	(1) 年代に応じた健康教育の充実	誰もがその健康に応じて適切に自己管理ができるよう、そして、特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、全てのライフステージにわたり主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう、健康教育、相談体制、健診体制を充実していく。また、命の大切さや正しい性知識の教育などの意識啓発の取組を推進する。
	(2) 妊娠・出産等における健康支援	妊娠等にかかる相談窓口の設置、産後に助産師が自宅を訪問する出張相談の実施や産前産後ケアセンターの活用など、安心して子どもを産み育てることのできる相談体制を構築する。併せて、医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、総合的な小児・周産期医療体制の充実を図る。